

福岡県認知症医療センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、福岡県が認知症医療センター（以下「センター」という。）を設置することにより、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、福岡県とする。ただし、福岡県は、福岡県知事が指定する病院に事業を委託することができるものとする。

(設置基準)

第3条 センターは、国が定める専門医療機関としての要件及び地域連携推進機関としての要件等の設置基準を満たすものとする。

(事業内容)

第4条 センターが行う事業内容は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

1 専門的医療機能

(1) 鑑別診断とそれに基づく初期対応

- ア 初期診断
- イ 鑑別診断
- ウ 治療方針の選定
- エ 入院先紹介
- オ かかりつけ医等との診療情報の共有

(2) 認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応

- ア 認知症の行動・心理症状と身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む。）
- イ 認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握

(3) 専門医療相談

- ア 初診前医療相談
 - ① 患者家族等の電話・面談
 - ② 医療機関等紹介
- イ 情報収集・提供
 - ① かかりつけ医等医療機関との連絡調整
 - ② 保健所、福祉事務所等との連絡調整

- ③ 地域包括支援センターとの連絡調整
- ④ 認知症初期集中支援チームとの連絡調整
- ⑤ その他の関係機関との連絡調整

2 地域連携拠点機能

(1) 認知症疾患地域医療連携協議会の設置及び運営

福岡県医師会・郡市医師会など地域の保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センター等から組織された地域の支援体制構築に資するための会議の設置及び運営。

(2) 福岡県認知症疾患医療連携協議会の開催

各認知症疾患地域医療連携協議会で出た意見や問題点等を集約し、協議を行うとともに、情報共有を図るため認知症疾患医療連携協議会を開催する。

(3) 研修会の開催

地域の認知症医療従事者や地域包括支援センター等の関係機関職員に対する研修（事例検討含む）や、認知症患者の家族や地域住民を対象とする研修を開催する。

(4) 情報発信

認知症に関する理解を促すための情報発信を行う。

3 診断後等支援機能

認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるとともに円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関の他、介護支援専門員等地域の介護に関する関係機関、地域包括支援センター等との連携の推進を図るため、センターは地域の実情や必要に応じて、以下の①・②のいずれか又はその両方の取組を行う。

① 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援

かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携の上、地域の実情や必要に応じて、診断後や症状増悪時において、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員をセンターに配置し、必要な相談支援を実施

② 当事者等によるピア活動や交流会の開催

既に認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施

4 アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能

アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療を行うに際し、認知症の人

や家族からの当該治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応、また、地域の医療機関等と連携し、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療の適応外である者への支援等

5 事業の着実な実施に向けた取組の推進

センターは、下記取組の推進を支援する。

- ① 福岡県認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営
- ② 事業の取組に関する評価等の実施
- ③ センター事業に携わる職員の研修等の推進

(実績報告)

第5条 センターは、以下の事項に係る年間の実績を、事業終了後すみやかに福岡県知事に報告するものとする。

- (1) 認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数
- (2) 入院件数（センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院（センターを運営している病院との連携による入院に限る。）それぞれの件数）
- (3) 専用医療相談件数（電話による相談及び面接による相談それぞれの件数）
- (4) その他、センターで実施した事業に関して、別途福岡県知事が指定するもの

(相談記録等)

第6条 センターは、相談記録票及び相談者名簿等必要な帳簿を備えるものとする。

(個人情報保護等)

第7条 センターは、個人に対する情報を適正に取り扱わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、改正後の福岡県認知症医療センター運営事業実施要綱の規定は令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の福岡県認知症医療センター運営事業実施要綱に基づいてなされた委託契約のうち、施行期日以前になされたものについては、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年8月26日から施行する。